

今後の対策に係る基本方針

今後、以下のような方針で取り組みを進めていきます

平成 16 年 5 月、対策についてそれぞれの立場から客観的かつ専門的に検討いただくため、学識経験者、地元代表、市議会議員などからなる第三者機関『岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会』を設置しました。その後約 2 年にわたってご検討いただき、去る 3 月 23 日に市長に最終報告が行われました。

市ではこれを最大限尊重し、今後以下を基本方針として対策を進めていきます。



今後の対策

○ まず行為者等による撤去を徹底します

(1) 行為者等による撤去の推進

- 善商、ニッカンなどに措置命令を発出します
- 自主撤去を継続します (4/8 現在撤去量 約 50,000 m³)
- 費用負担の受け皿として基金を設置します



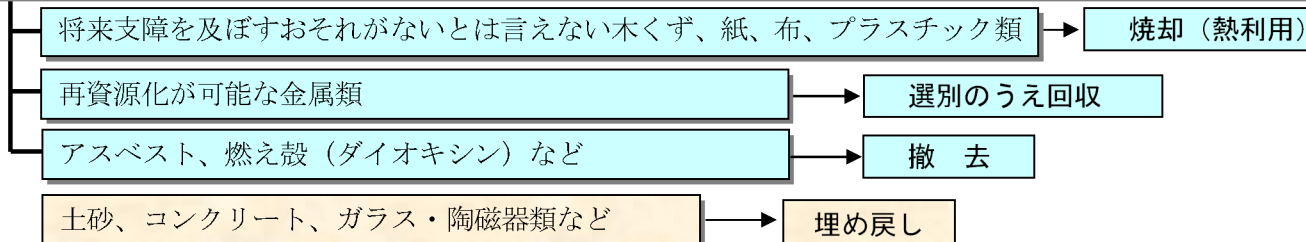
○ 廃棄物処理法第 19 条の 8 に照らして代執行も止むを得ないと判断される場合は速やかに移行します

○ 対策にあたっては、安全はもちろん、安心の確保に大きく踏み込んだ対策を進めることとします

(2) 代執行による対策の実施

① **処理対象** コンクリート主体層、土砂主体層を除く **混合物主体層全量** を掘削 (約 70 万 m³ の見込み) **これにより将来生活環境に支障を及ぼすおそれがないとは言えない廃棄物を撤去します**

② **処理方法** 選別後の廃棄物の処理については、以下を基本に実施します



③ **工事期間及び費用** 工事には 10 数年を見込んでいます。また、市の施設の活用などによってできる限りコストの縮減に努めていきます

安全・安心の確保

○ 次の取り組みにより、安全と安心の確保に万全を期します

工事に関する事項

継続する対策	周辺環境対策	作業安全対策
場内・場外モニタリングの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水処理対策 ・ 廃棄物の飛散防止対策 ・ 崩落防止対策 ・ 河川溢水防止対策 	安全作業マニュアルの策定

それ以外の事項

市民協働による委員会の設置	積極的な情報提供
対策状況を確認するため、代執行着手後できるだけ早い時期に設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元説明会の開催 ・ 広報、ホームページなどによる情報提供

代執行が止むを得ない場合、対策にあたっては、まず生活環境の安全と安心の確保を第一に、市財政を圧迫せず市民サービスに影響することがないように費用縮減を図りながら実施していきますので、皆様の御理解をよろしくお願いいたします。